

ペットフード公正取引協議会のご案内

(Petfood Fair Trade Association)

- 設立** 1974年(昭和49年)
- 目的** 「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和37年制定)第31条第1項に基づき、公正取引委員会の認定を受けて、ペットフードの表示に関する事項を定めた『ペットフードの表示に関する公正競争規約』及び『ペットフードにおける景品類の提供の制限に関する公正競争規約』を円滑且つ適正に運営することを目的とし、公正競争規約の遵守及び普及・啓発のための活動を行っています。
- 事務局** 〒101-0041
東京都千代田区神田須田町 2-3-16
NRT 神田須田町ビル 9F
TEL: 03-5298-7321
FAX: 03-5298-7322
E-mail: pffta_admin@petfood.or.jp
- 会長** 小原 俊郎 (日本ペットフード株式会社)
- 役員社** 第49期・50期(2023年4月1日～2024年3月31日)役員
[理事] ペットライン株式会社
マースジャパンリミテッド
日本ペットフード株式会社
アイシア株式会社
ドギーマンハヤシ株式会社
日本ヒルズ・コルゲート株式会社
ネスレ日本株式会社
株式会社ペティオ
ユニ・チャーム株式会社
[監事] いなばペットフード株式会社
ロイヤルカナンジャパン合同会社
- 会員数** 75社(2023年6月1日現在)
URL = <https://pffta.org/soshiki/member.html> に掲載
- 受賞** 2014年6月16日 景品表示適正化に貢献したとして、内閣府特命担当大臣より「景品表示適正化功績者」賞を授与されました。

公正競争規約とは

公正競争規約と公取協

=景品表示法=

1962年5月15日に制定された「**不当景品類及び不当表示防止法**」(以下「景品表示法」)は、①過大な景品付き販売や不当表示の防止 ②違反行為に対する排除命令 ③公正競争規約制度などを主な内容としています。

=ペットフード安全法=

2008年6月18日に制定された「**愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律**」(以下「ペットフード安全法」)は、①対象となるペットフード ②ペットフードの基準・規格の設定 ③有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止 ④ペットフードの廃棄等の命令 ⑤製造業者等の届出 ⑥帳簿の備付け ⑦報告徴収、立入検査などを主な内容としています。

=医薬品医療機器等法=

2008年4月11日より施行された「**動物用医薬品等の範囲に関する基準について**」は、多種多様なペットフードやペット用サプリメント等と称するものの販売等に際し、表示された効能効果、用法用量等から、動物用医薬品等として医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)の適用を受けるべき物であるかの判断を行う為、具体的な取扱いの一層の明確化を図るものです。

=公正競争規約=

公正競争規約は、景品表示法第31条の規定により、事業者または事業者団体が、景品又は表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。

法律そのものにおいては、各々の商品の具体的な表示基準や表示義務・表示方法は定められておらず、各事業者団体が、自主規制を行なうための協定や規約を、公正取引委員会の認定を受けて締結・設定することができるのです。

=公正取引協議会(公取協)=

こうして設定された公正競争規約は、業界の自主規制機関によって実際に運用されます。これが公正取引協議会(以下公取協)です。公取協は、この規約に参加する事業者及び事業者団体をもって構成し、規約の周知徹底・相談・指導、規約違反の調査、規約違反に対する措置、消費者からの苦情処理、法令などの普及、関係官公庁との連絡などにあたっています。

現在、ペットフードをはじめ、不動産や食料品、酒類、日用品、医薬品・化粧品、自動車などの業界で各々の公正競争規約に基づく公取協が設立され、各業界が自らの力で正しい表示に努めています。

公正競争規約のもたらすもの

=行き過ぎた競争の抑制=

販売競争が激化すると、行き過ぎた景品付き販売や大袈裟な表示が無限に拡大していきます。そのような業者間の対抗意識は無益で、それによってもたらされる相互不審は、業界全体に対する消費者の不信感にまで広がりかねません。

そこで、表示などに関する共通ルールの確立が必要になります。ルールができれば、それまで景品表示法上問題かどうか不明であった点が明確になります。そして、規約に照らして表示内容の確認ができるので、問題となる表示を未然に予防することができます。

こうしてルールを確立され、相互に守るという自主規制は、自分が守れば他も守るという保証によって、良識ある事業者が安心して事業活動に専念できることとなります。

=実情に即した基準=

公正競争規約は、よく実情を把握した業界によって作られ、その自主規制機関(公取協)により運用されるので、その内容は的確且つ効果的です。何がよくて何が悪いかが、現実には即して具体的に明文化されているので、それがその業界の明確なガイドラインとなります。

=不当表示を問われない=

公正競争規約の内容は、景品表示法の運用において業界の正常な商習慣として重要な判断基準となります。その結果、事業者が規約の内容を遵守している限り、不当表示として問われることなく安心して販売活動ができます。

公正競争規約は公正取引委員会によって認定されたものですから、これを守っていれば景品表示法違反で摘発されることは決してありません。また、独占禁止法や景品表示法を十分に知らなくても安心です。一般的に業者間の共同行為(カルテル)は独占禁止法に違反する可能性も有りますが、公正取引委員会が認定した公正競争規約は、独占禁止法の適用除外になり、この規約に基づく行為は独占禁止法の規制手続きはとられません。

=自主的(内部的)に処理=

仮に規約に参加している事業者が規約に違反する行為をした場合でも、業界の自主規制である規約制度の趣旨を考量し、特に悪質な違反者の場合を除き、直ちに法律に基づく措置はとられず、公正競争規約による自主規制に委ねられます。従って、規約に参加している事業者は、まず内部的に措置を受けますので、すぐに公正取引委員会の排除命令を受けたりすることはありません。

=アウトサイダー(公取協非会員事業者)にも影響力=

公正競争規約は、公取協の会員事業者だけではなく、アウトサイダー(公取協非会員事業者)に対しても影響力を持っています。

公正取引委員会が景品表示法により規制する場合、規約の内容をその業界の商習慣として認めて尊重し、

景品表示法運用の判断基準の一つとして参考にするため、非会員事業者に対しても事実上規約規制が適用されることになり、アウトサイダーが規約に決められた表示をしていない場合、不当表示として排除命令の対象となることもあります。

=消費者からの信用=

このようにして公正競争規約は、違反の防止という最大の目的を果たし、公正競争規約に参加している事業者は、ルールに従う事業者として消費者の信用を獲得します。